

岐阜県猟銃安全指導委員に関する規程（平成22年12月1日岐阜県公安委員会規程第5号）

改正 平28年県公委規程4号

（目的）

第1条 この規程は、猟銃安全指導委員の運用に関し、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（委嘱等）

第2条 規則第2条第1項の規定に基づき岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）があらかじめ定めることとされる活動区域は、猟銃安全指導委員（以下「指導委員」という。）の住所地を管轄する警察署の管轄区域とする。

なお、当該活動区域に配置する指導委員の人数は、岐阜県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める。

2 前項の規定による指導委員の委嘱は、前項の活動区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから、公安委員会が適任と認める者を委嘱するものとし、被委嘱者に対しては委嘱状（別記様式第1号）を交付するものとする。

（身分等）

第3条 指導委員は、名誉職とし、また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員とする。

2 指導委員が、その職務を行うに当たり、災害を受けたときは、岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岐阜県条例第42号）の規定を適用するものとする。

（解嘱）

第4条 法第28条の2第7項の規定による指導委員を解嘱は、当該指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項のいずれかに該当するとして意見具申を受けたものについて行うものとする。

2 前項の規定により指導委員を解嘱する場合には、猟銃安全指導委員解嘱通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、指導委員の運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則（平成22年12月1日 岐阜県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 岐阜県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

委 嘱 状

様

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定により、
猟銃安全指導委員に委嘱します。

猟銃安全指導委員番号 第 号

委嘱期間は、 年 月 日から

年 月 日までとします。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

岐阜県第 号
年 月 日

猟銃安全指導委員解嘱通知書

住所

氏名 様

生年月日

猟銃安全指導委員番号

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱します。

岐阜県公安委員会

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。